

論点 1（加入対象業務と保険料率の設定）について

新たな対象業務とそれに係る保険料率は、以下のようにしてはどうか。

(1) 新たな対象業務（以下「特定受託業務」という。）として、以下を追加する。

- フリーランス法に規定する特定受託事業者(※1)が、業務委託事業者(※2)から業務委託(※3)を受けて行う業務（特定受託事業者が、業務委託事業者以外の者から同種の業務について物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供の委託を受けて行う業務を含む。）

※1「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、かつ、①個人であって、従業員を使用しないものまたは②法人であって、代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないものをいう

※2 「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう

※3 ここでいう「業務委託」とは、事業者がその事業のために特定受託事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう

(2) 特定受託業務には、既存の特別加入の業務は含まないこととする。

(3) 労災保険料率については、特定受託業務に類似する既存の事業の料率はおおむね3/1000となっていること、制度を簡明なものとすることによる利便性の確保等を勘案し、一律3/1000とする。なお、施行後、特定受託業務に係る災害発生状況を踏まえ、必要に応じて一部の業務を切り出して別の保険料率を設定すること等も検討する。

御意見を踏まえた対応案

論点2（特別加入団体の在り方）について

特定受託業務に係る特別加入団体の要件は以下のようにしてはどうか。

1. 特別加入団体の要件については、既存の特別加入団体の要件（※）に加えて、以下の要件を追加する。
 - ① 特別加入団体になろうとする者（その母体となる団体を含む。）が、特定の業種に関わらないフリーランス全般の支援のための活動の実績を有していること。
 - ② 全国を単位として特別加入事業を実施すること。その際には、都道府県ごとに加入希望者が訪問可能な事務所を設けること。
 - ③ 加入者等に対し、加入、脱退、災害発生時の労災給付請求等の各種支援を行うこと。
 - ④ 加入者に、適切に災害防止のための教育を行い、その結果を厚生労働省に報告すること。

※ 現行の団体の要件

- ① 一人親方等又は特定作業従事者の相当数を構成員とする単一団体であること。
- ② その団体が法人であるかどうかは問わないが、構成員の範囲、構成員である地位の得喪の手續などが明確であること。その他団体の組織、運営方法などが整備されていること。
- ③ その団体の定款などに規定された事業内容からみて労働保険事務の処理が可能であること。
- ④ その団体の事務体制、財務内容などからみて労働保険事務を確実に処理する能力があると認められること。
- ⑤ その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心として別表に定める区域に相当する区域を超えないものであること。

今後、特定受託業務について上記の要件を満たす団体に対して、その都度労災保険部会において、ヒアリングを行うこととする。

論点3（災害防止措置の内容）について

災害防止措置の内容は、以下のようにしてはどうか。

1. フリーランスの個々の業態・業種に着目して、災害防止教育のカリキュラムを設定することは難しいことから、VDT作業やメンタルヘルス、交通災害防止、転倒災害防止など、様々な業務に共通する災害防止教育についてパッケージ化し、加入者教育を実施する。

なお、上記のようなパッケージのカリキュラムの内容や教材については、当面の間、厚生労働省が関与して作成し、それを活用して特別加入団体が加入者に向けて災害防止教育を実施することとする。